

基発第0324004号

平成18年3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「地方労災補償監察官監察指針」の改正について

標記については、平成15年1月6日付け基発第0106002号「地方労災補償監察官監察指針について」をもって示してきたところであるが、平成17年度事務簡素・合理化の一環として、今般、「地方労災補償監察官監察指針」を下記のとおり改正したので、平成18年度より改正した指針に基づき適正な監察の実施に当たられたい。

記

- 1 第1 II 3 (1) ア の「原則として年3回（実地監察は少なくとも2回とする。）」を「原則として年2回（実地監察は少なくとも1回とする。）」に改正する。